那覇市公告第591号
令和８年11月17日

自治体中間サーバー情報連携用機器調達・構築業務及び運用保守業務委託契約に係る制限付一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法第234条第１項に基づき、制限付一般競争入札（以下「入札」という。）を実施するので、地方自治法施行令第167条の６及び那覇市契約規則第４条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長　知念　覚

１　入札に付する事項

(1)　件　　名：自治体中間サーバー情報連携用機器調達・構築業務及び運用保守業務委託契約
(2)　委託内容：別紙「自治体中間サーバー情報連携用機器調達・構築業務及び運用保守業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
(3)　納入場所：那覇市役所本庁舎
(4)　契約期間：契約締結日から令和14年６月30日まで
　調達・構築業務期間：別紙「仕様書」のとおり
　運用保守業務期間：別紙「仕様書」のとおり
(5)　契約代金の支払い
　契約代金の支払いについては、次のとおりとする。
　① 調達・構築業務契約に係る代金の支払い
　　受注者が履行完了後、受注者の請求を発注者が受理した日から起算して30日以内に代金を支払う。
　② 運用保守業務契約に係る代金の支払い
　　月の初日から末日までを１月分とし、受注者が履行した月の翌日以降、受託者の請求を発注者が受理した日から起算して30日以内に代金を支払う。

２　入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる事項のすべてを満たす者でなければ入札に参加することができません。

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定する者に該当しないこと。
(2)　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後３年を経過しない者またはその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
(3)　市町村税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
(4)　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

(5)　公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。
(6)　那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第１号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
(7)　過去２年間に国又は地方公共団体との契約において、ネットワーク構築・運用保守契約を２回以上締結し、これらを全て誠実に履行した、あるいは履行中である者 。
(8)　那覇市内に本店、支店、又は営業所の所在があり、かつ、機器等の保守窓口が沖縄本島内に所在していること。

3　入札の日時及び場所

(1)　日　　時：　令和８年12月3日（木）午前11時00分
(2)　場　　所：　那覇市泉崎１丁目１番１号　那覇市役所本庁舎６階　602会議室
※郵送による入札は認めません。

4　入札保証金

那覇市契約規則第８条第１項第２号の規定に基づき免除。

5　入札の無効

入札に参加する資格のない者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

6　その他

その他の事項については、入札説明書を参照してください。

7　お問い合わせ

那覇市企画財務部 情報政策課　担当：松島、上原
〒900-8585　那覇市泉崎1丁目1番1号
電話　098-861-0350　　FAX　098-862-0619
E-Mail：M-JYOHO001(at)city.naha.lg.jp
※「(at)」は「@」に変換したうえで、メール送信をお願いします。
※「JYOHO」「lg」は英字「OOI」は数字です。